

一般財団法人北海道難病研究センター 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道神経難病研究センター（以下、「この法人」という。）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取り扱いに関して、この法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に反故・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、また識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員

「役職員」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員、研究員及び職員をいう。

(6) 情報管理責任者

「情報管理責任者」とは、この法人においては事務局長がその職に当り、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する。

(適用範囲)

第 3 条 この規程はすべての役職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規定に従うものとする。

2 研究員が、研究協力者、アドバイザー等であっても、この法人の業務に従事する場合には、この規程を遵守しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 4 条 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、改竄されたりすることがないように管理する。

(個人情報の取得)

第 5 条 個人情報の取得は、適正かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人に対し、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面によって通知し、本人の同意を得なければならない。

- (1) この法人の名称、連絡先及び個人情報管理責任者の氏名
- (2) 個人情報の利用目的
- (8) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当露データに誤りがある場合、内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - ニ 当該データデータの利用の停止又は消去を求める権利

(個人情報の提供)

第 6 条 法令で定める場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次の条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において当該業務委託先に対し、提供できるものとする。

- (1) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされているものであること。

(2) この法人との間に、個人情報の保護に関する定めを締結するものであること。

3 前項の業務委託を行なう場合、事前に個人情報管理責任者に承諾を得ねばならない。

(安全管理)

第 7 条 個人情報管理責任者は個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努める。

(役職員等の監督)

第 8 条 個人情報管理費佳肴は、個人情報を扱う役職員に対し、指導・監督を行なわねばならない。

(個人情報の消却・廃棄)

第 9 条 必要がなくなった個人情報等については、直ちに消却・廃棄しなければならない。

2 個人情報等の消却・廃棄にあたり、消却・廃棄の日付、方法を書面に記録し、保存する。

(通報及び調査義務)

第 10 条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

(報告と対策)

第 11 条 個人情報管理責任者は、個人情報等が外部に漏洩していること確認した場合、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した情報の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係起案と相談の上、漏洩に対する具体的な対応、対策を講じるとともに、再発防止策を策定する。

(個人情報の利用又は提供の拒否)

第 12 条 この法人が保有している個人情報について、本人から自己の情報の利用又は第三者への提供を拒まれたときは、これに応じるものとする。ただし、次にあげる場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重要な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 13 条 この法人の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

(附則)

この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。